

国際規制物資の使用等に関する規則第48条第26項の規定による原子力規制委員会への
事故損失又は封印毀損等の報告に関する解釈

令和3年2月10日
原子力規制委員会

I 運用の基本的な考え方

1. 国際規制物資の使用等に関する規則（令和6原子力規制委員会規則第4号。以下「規則」という。）第48条第26項に基づく原子力規制委員会への報告の義務の規定は、事故損失に関する場合は核燃料物質が工場又は事業所に搬入された時点から、封印毀損等に関する場合は国際規制物資その他の物の移動¹を監視するために必要な封印がされ、又は装置が取り付けられた時点から、それぞれ適用される。

2. 規則第48条第26項に基づき直ちに行う報告は文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）によるものとする。文書による報告に時間を要する場合には、まず電話等を用いて口頭で報告することとし、その後、文書による報告を行うものとする。

直ちに報告が必要な内容は、その事案の発見日時、場所及び事案の概要とする。その報告があった場合、原子力規制庁は、速やかに国際原子力機関（以下「IAEA」という。）に国際約束に基づき特別報告するとともに原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

また、発見日から30日以内に報告が必要な内容は、事案の発見日時、場所、事案の詳細、原因分析及び再発防止対策とする。その報告があった場合、原子力規制庁は、原因分析や再発防止対策について評価を行った上で、その内容及び評価結果を委員会に報告する。

II 事故損失に関する報告について

事故損失に関する報告の目的、解釈及び運用上の留意点は、次のとおりである。

核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき

¹ 追加議定書に基づく補完的アクセスにおいて取り付けられる封印の対象は、基本的には国際規制物資であるが、補完的アクセスは、未申告の核物質がないことの確認のためにも行われる。そのため、国際規制物資が存在していない場所や国際規制物資以外にも取り付けられる可能性があり、補完的アクセスの目的に応じて、封印の対象は異なる。

1. 目的

核燃料物質の事故損失が生じた場合、IAEA と我が国の国際約束に基づき委員会から IAEA に特別報告を行う必要があることから、委員会への報告を求めるものである。

2. 解釈

- ① 「事故損失」：操作上の事故の結果生ずる回復不可能な不測の核燃料物質の損失をいう。
- ② 「国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。」：以下（ア）又は（イ）に掲げる下限値（元素重量）未満の核燃料物質の事故損失が発生した場合は国際約束に基づく IAEA への特別報告が求められておらず、委員会に報告させる必要性が乏しいため、規則第 48 条第 26 項に基づく報告対象から除く。

（ア）核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）第 98 条 I に規定する「施設」における事故損失の場合は、保障措置協定の補助取極である各施設の施設附属書（Facility Attachment）において個別に定められている事故損失における特別報告が必要な下限値。

（イ）保障措置協定の追加議定書第 18 条 J に規定する「施設外の場所」における事故損失の場合は、保障措置協定の補助取極である施設外の場所附属書（LOF Attachment）において一律に定められている事故損失における特別報告が必要な下限値。すなわち、プルトニウム及び濃縮度 5 % を超える濃縮ウランは元素重量で 50 グラム、濃縮度 5 % 以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは元素重量で 25 キログラム。

3. 運用上の留意点

- ① 在庫差（帳簿上の在庫量と実在庫量との差をいう。）の原因が測定又は分析精度によるものなど、計量管理上の合理的な評価によって説明できる場合や、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号。以下「加工規則」という。）第 9 条の 16 第 1 号等²に規定する核燃料物質の盗取又は所在不明の場合は報告の対象とならない。
- ② なお、核燃料物質の盗取又は所在不明が発生し、その量が 2. ②（ア）又は（イ）に掲げる下限値以上の場合は、加工規則第 9 条の 16 第 1 号等の規定に基づく報告をもって、原子力規制庁から IAEA に国際約束に基づく特別報告を行う。

² 加工規則第 9 条の 16 第 1 号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）第 16 条の 14 第 1 号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 134 条第 1 号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号）第 129 条第 1 号、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号）第 18 条、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 112 号）第 43 条の 13 第 1 号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和 46 年総理府令第 10 号）第 19 条の 16 第 1 号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 1 号）第 22 条の 17、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 47 号）第 35 条の 16、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 25 条及び核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号）第 6 条の 10 第 1 号の規定に基づく報告をいう。

Ⅲ 封印毀損等に関する報告について

封印毀損等に関する報告の目的、解釈及び運用上の留意点は、次のとおりである。

法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したとき

1. 目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8の2第4項において、同条第2項第4号の規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又は毀損してはならないこととされている。また、法第68条第14項において、同条第10項から第13項までの規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又は毀損してはならないこととされている。

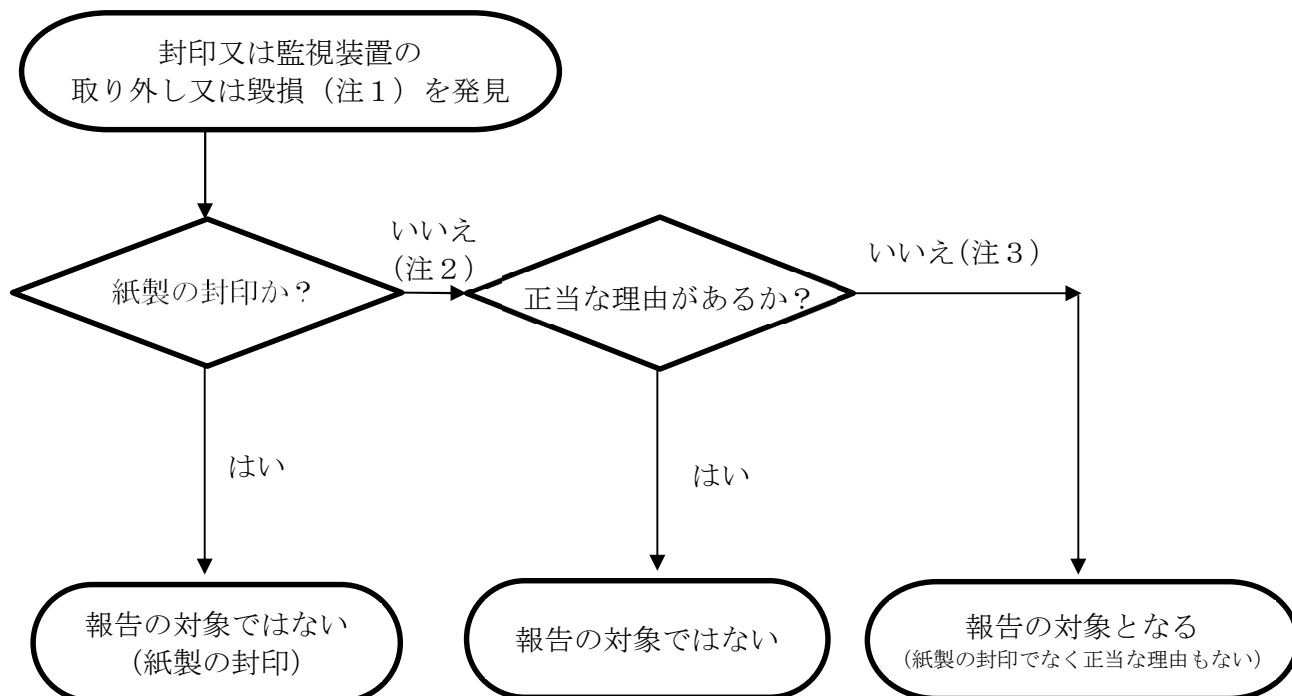
封印毀損等の場合はIAEAと我が国の国際約束に基づき委員会からIAEAに特別報告を行う必要があることから、正当な理由なく取り外され又は毀損されていること（外観から明らかに判断できる場合に限る。）を発見したときに委員会への報告を求めるものである。

2. 解釈

- ① 「正当な理由」：封印をすること又は監視装置の取付けが保障措置検査又は立入検査という行政事務の効率化や合理化を図るものであることから、この行政事務の効率化や合理化によって得られる社会的利益と比較衡量して、取り外し又は毀損することにより、より大きな利益が得られると考えられる場合等を指すものであり、必ずしも当該工場又は事業所内における正常な操業を確保するためにやむを得ない場合等を排除しているものではない。該当する例としては、IAEA又は委員会が必要と判断して取り外した場合、火事、地震等の際の従業員の安全確保、財産保護等の観点からやむを得ない場合、自然現象などにより外れ又は毀損されたもののうち事前に適切な対策により防止することが困難である場合等がある。原子力規制庁は、判断に迷う場合は幅広く相談を受け付けることとする。
- ② 「封印（紙製のものを除く.）」：紙製の封印については、査察期間中に査察活動を効率的に行うために一時的かつ簡易的に用いられるものであり、毀損した場合であっても原則として査察期間中に追加的な確認が可能であるとともに、査察を実施する側の手順の改善等により再発防止が図られる場合もある。このことから報告させる必要性が乏しいため、報告対象から除く。

3. 運用上の留意点

IAEAの指定する者又は委員会の職員がした封印又は取り付けた監視装置が取り外されていること又は毀損されていることを発見したときに報告の対象となるか否かについての判断フローは次のとおりである。



注1：外観から明らかに取り外し又は毀損と判断できる場合に限る。その例は以下のとおり。

- ・ 封印のワイヤーが切れていることが確認された場合
- ・ 監視カメラのへこみやガラスの破損等の外部損傷が確認された場合
- ・ 監視カメラの架台の損傷等により、監視カメラが適切に設置されていないことが確認された場合

注2：紙製の封印以外の金属封印や電子封印、監視カメラなどの場合は、正当な理由がある取り外し又は毀損かの確認が必要となる。

注3：例えば、封印又は監視カメラが取り付けられていることを失念して若しくは知らずに毀損した場合、故意に若しくは誤って取り外し若しくは毀損した場合、又は原因不明の場合などが含まれる。

附 則

この規程は、国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則の施行の日（令和6年10月1日）から施行する。